

消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」の 自治会・町内会掲示板への掲示について

1 趣旨

現在、全国的に高齢者の消費者被害が、高齢者人口の増加率を大きく超えるスピードで増えており、横浜市においても高齢者の消費者被害件数は急増しています。

そこで、横浜市消費生活総合センターでは、被害者になる危険性の高い高齢者に向けての注意喚起の方法として、時節ごとに変化する消費者被害やトラブルの傾向を踏まえ、その時節に特に注意すべき事例をわかりやすくコンパクトにお伝えするちらし「月次相談レポート」を、平成28年4月から毎月作成しております。

本ちらしにつきましては、これまでも毎月可能な範囲での自治会・町内会の掲示板への掲示をお願いさせていただいておりますが、このたび、3月号を発行いたしましたので、今月も可能な範囲で自治会・町内会の掲示板に掲示していただけますようお願いいたします。

地域の高齢者の方を消費者被害から守るための活動に対しての、御理解と御協力を、何卒お願いいたします。

2 掲示するちらし

「月次相談レポート」3月号 A4判1ページ（月刊）

3 スケジュール

- ・令和3年2月下旬に配送ルートにて掲示物を配付

(お問合せ・連絡先)

横浜市経済局消費経済課 松崎・若林

電話 045-671-2584 Fax 045-664-9533

新年度に向けて 引越しが多くなる季節です。

トラブル回避のため、見積り時の打ち合わせ、
事前確認をしっかりと行いましょう。

- (急な予定変更に備え) キャンセル条件の確認
- (エアコン取付など) 追加オプションの確認
- 大切な家具等の取扱いについて

引越し後、すぐに荷物を
確認することもお忘れなく



お互いに 一声かけて見守りを！



はまのタスケ

消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら

気軽にご相談を

消費生活相談電話 **845-6666**

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を！

〔平日 9:00～18:00〕
〔土・日 9:00～16:45〕

横浜市消費生活総合センター

検索